

秋田市公報

あきだ

第1135号 号外

令和元年8月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

監査公表

平成30年度定期監査について、秋田市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和元年7月31日

秋田市監査委員 島崎正実
秋田市監査委員 高井宏司
秋田市監査委員 工藤新一
秋田市監査委員 三浦清

平成30年度定期監査の結果に対する措置状況

平31総第696号
令和元年7月11日

秋田市監査委員様

秋田市長 穂積志

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成31年3月28日付け平30監委第1124号により提出があった「定期監査の結果に関する報告」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該監査の結果に対する措置状況を次のとおり通知します。

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>〈総務部〉</p> <p>(1) 事務管理</p> <p>市長事務部局と行政委員会および市長事務部局と公営企業との間における行政財産使用許可の取扱いについて、事務効率の向上を図るために、行政財産使用料を簡便に減免できる手続きを定められたい。（財産管理活用課）</p>	<p>(1) 事務管理</p> <p>当該行政財産使用許可については、使用目的が公共的であり、明らかに減免できるものであることから、使用許可および使用料減免の手続きを同時に実行するように減免取扱要綱を改正し、関係課に新たな取扱いを周知していく。</p>
<p>〈産業振興部〉</p> <p>(1) 収入事務</p> <p>公設地方卸売市場会計の電話利用収入に係る未収金の一部については、仲卸業者の退去に伴う電話回線休止手続きが遅れたため発生したものであることから、適正に事務を執行されたい。（市場管理室）</p> <p>(2) 契約事務</p> <p>大雨災害による水路等の修繕において、施工箇所が近隣であるものについて、施工箇所ごとに発注している事例が複数見受けられたため、経済性、効率性の観点から一括発注するよう見直されたい。（農地森林整備課）</p>	<p>(1) 収入事務</p> <p>事務手続マニュアルを整備するとともに、手続の窓口となる指定管理者との連絡体制を整え、情報を共有して対応することとした。</p> <p>(2) 契約事務</p> <p>早期の被害状況把握に努め、近隣に複数の施工箇所がある場合には、できるだけ一括発注することとした。</p>
<p>〈都市整備部〉</p> <p>(1) 収入事務</p> <p>公営住宅使用料、公営住宅駐車場使用料および特定公共賃貸住宅使用料の未収金に係る滞納整理事務において、要綱に定める催告等が行われていなかったことから、徴収体制を整備し適正に事務を執行されたい。（住宅整備課）</p>	<p>(1) 収入事務</p> <p>平成31年2月8日付けで全対象者121名に督促書を送付し、3月と4月に電話催告を行った。支払いが困難な未納者に対しては、分割納付させ、分割してもなお支払いが困難な者に対しては、減免制度について説明した。</p> <p>また、令和元年度から担当職員を1名増員するとともに、市営住宅管理システムを対象者の抽出が容易になるよう改修し、徴収体制を整えたところであり、今後、催告等を適切に執行していく。</p>

(2) 財産管理事務

ア 土崎港南および保戸野地内の土地を地権者から借り入れ、そのうちの宅地部分を居住者に転貸しているが、転貸に係る貸付収入よりも、借り入れに係る支出が大きい状態にあるので、地権者との交渉を継続するとともに、早期に対応方針を定められたい。(住宅整備課)

イ 市営住宅に退去者の残置物が放置されている事例が見受けられたため、市有財産の適正管理の観点から、解決に向け規定等の整備も含め早期に対応策を決定されたい。(住宅整備課)

(2) 財産管理事務

ア 土崎港南の借入地については、平成31年3月に賃借敷地区画を確定する測量を行い、転貸地の買取りを希望する居住者が土地所有者と話し合うための環境を整えた。今後、県外在住の土地所有者に測量結果を報告するとともに、居住者が土地所有者と話し合うよう促す。

保戸野地内の借入地については、引き続き賃借料の値下げと更地部分の契約解除に努める。

なお、平成30年10月に両地区に関する市の対応状況を顧問弁護士に相談したところ、これまでのように賃借料の値下げや更地部分の契約解除の交渉を引き続き行うよう助言をいただいており、今後も継続して交渉していく。

イ 残置物が残る4件については、入居者の親族等と連絡を取り、具体的な解決に向け対応している。

また、国の技術的助言や他自治体の事例を参考に、取扱要綱の設定を検討している。